

# 後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

## ～保険証（被保険者証）の斉更新のご案内～

### ■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成28年7月31日です。

※8月以降は使用できません。

7月11日（月）から新しい保険証の更新手続きを行います。

※更新手続きには、印鑑と現在お持ちの保険証が必要です。

- 新しい保険証の有効期限は、平成29年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場住民生活課税務保険グループまでお申し出ください。

**新しい保険証は水色です**

### ■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成28年7月31日です。

※8月以降は使用できません。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は、保険証とともに減額認定証を交付しますので、8月1日以降は交付された黄緑色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、役場住民生活課税務保険グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	○老齢福祉年金を受給されている方

**新しい減額認定証は黄緑色です**

### ■医療費通知を全受診者へ送付します

これまでは**希望者**にお送りしていましたが、平成28年9月送付分より**全受診者**（平成28年1月～6月に受診された方）にお送りします。なお、発行時期は9月と翌年3月です。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H26年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H26年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※確定申告（医療費控除）の際の添付資料としては使用できません。  
※この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

### ◆医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

### ■お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 電話 011-290-5601

### 住民生活課

税務保険グループ

電話 5-1115

告知端末機 5-8812

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成29年 7月31日	
被保険者番号	01234567
被 住 所	広城市連合町1丁目
保 険 者 氏 名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成28年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成28年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
被 住 所	広城市連合町1丁目
保 険 者 氏 名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	平成28年 8月 1日
有効期限	平成29年 7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	平成28年 8月 1日 保険者印 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合